

令和7年度

太宰府市教育施策要綱



太宰府市教育委員会

目 次

1. 教育施策要綱について.....	1
2. 太宰府市の教育の基本理念.....	1
3. 教育施策要綱とその他の計画との関連について.....	1
4. 教育施策要綱における基本目標.....	2
5-1. 基本目標に基づく取組.....	3
5-2. 基本目標に基づく取組の具体的内容.....	4
(1) 学校教育の充実	
(2) 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進	
(3) 文化芸術・スポーツの振興	
(4) 生涯学習の推進	
(5) 社会教育の推進	
(6) 令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用	
(7) Society5.0 時代を生き抜く教育 DX の推進	
(8) 教育大綱の実効性確保のための基盤整備・対話	
6. 用語集.....	13

1. 教育施策要綱について

太宰府市教育委員会では、教育基本法第16条第3項の規定に基づき、教育施策要綱を策定し、教育に関して具体的な施策に取り組んでいます。

【教育基本法】

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2. 太宰府市の教育の基本理念（太宰府市教育大綱）

令和の都だざいふの宝である子どもをまんやかに

令和の都だざいふとしての誇りをこの先1300年先までも受け継いでいくためには、次代を担うこの地の子どもたちを宝として教育政策、さらには市政のまんやかに位置付け、いきることをサポートし、すくすくのびのびと成長できるよう、さらなる居場所や出番づくりなどの施策を積極的に推進していくことがまずは基本であると考えます。

そして、子どもたちをまんやかに位置付け慈しみ導いていくためには、今あるこの地の大人たちこそその模範となり包容力を備えることが自ずと求められます。このため、大人も令和の都だざいふの誇りを胸に生涯学習や社会教育を通して学び続け、人権を尊重し、郷土の歴史や文化を愛する心をも養うことも併せて基本理念といたします。

3. 教育施策要綱の位置づけ

この度、教育委員会では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）」及び「太宰府市教育大綱」における本市の教育の振興や活性化に関する基本的方針を踏まえ、令和7年度の具体的な計画である「太宰府市教育施策要綱」を策定しました。

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）

太宰府市教育大綱～令和の都だざいふの宝である子どもをまんやかに～

太宰府市教育施策要綱

4. 教育施策要綱における基本目標

太宰府市教育大綱における本市の教育の振興や活性化に関する基本的方針を踏まえ、教育施策要綱の基本目標は大綱と同じ目標を掲げています。

○「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を培い「郷土だざいふを愛する心」を育むことによる次代を担い世界に羽ばたく人材の育成

○誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す居場所と出番のある教育の推進と他者を思いやり、共に生き支え合う心と人権を尊重する市民の育成

○大学や高校、九州国立博物館、宗教法人等との連携を通じた市民が自由に学習の機会を選択して学べる生涯学習社会教育の形成

○郷土だざいふの歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進と教育大綱の実効性確保のための基盤整備・対話

5-1.基本目標に基づく取組

1 学校教育の充実

郷土だざいふを愛し、すすくのびのびと世界に羽ばたく児童生徒の育成をめざして

- (1)コミュニティ・スクールの推進 (2)自ら考え生きる力の育成 (3)信頼される学校づくり
(4)子どもの諸課題への対応 (5)特別支援教育の充実 (6)学校教育環境の整備・充実

2 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進

人権が尊重され、すべての人に居場所と出番のある差別のない社会をめざして

- (1)人権啓発の充実 (2)人権教育の推進 (3)ひきこもり・不登校対策

3 文化芸術・スポーツの振興

文化芸術やスポーツについて、接する機会の充実と参加できる環境づくりをめざして

- (1)文化芸術の普及・振興 (2)スポーツに接する機会の提供と推進体制の充実

4 生涯学習の推進

生涯にわたって主体的に学習活動を継続し、成果を発揮できる環境づくりをめざして

- (1)「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる生涯学習都市
(2)生涯にわたって気軽に、様々な体験が継続して行える学習機会の提供

5 社会教育の推進

新しい公共の理念のもと、一層の社会教育の推進をめざして

- (1)家庭教育を支援し、地域全体で子どもを守り育てる機運を高める
(2)家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成の環境づくり
(3)青少年団体の活動支援と、学習機会の提供や青少年関連事業の拡充

6 令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用

だざいふの恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりの推進をめざして

- (1)令和の都だざいふの文化遺産の次世代への継承
(2)歴史や文化遺産を学ぶ機会の拡大と、郷土を愛する子どもを育てる教育の推進
(3)文化遺産の先進的多用途活用

7 Society5.0 時代を生き抜く教育 DX の推進

予測不可能な時代を生き抜くしなやかでたくましい人材の育成をめざして

- (1)教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

8 教育大綱の実効性確保のための基盤整備・対話

教育大綱の実効性確保をめざして

- (1)子どもや学生、市民との対話を通じた教育大綱の実効性確保

5-2.基本目標に基づく取組の具体的内容

I 学校教育の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

- 地域と学校が連携・協力して、子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクール^{※1}と地域学校協働活動^{※2}の一体的な推進に努めます。
- 児童生徒と地域とのかかわりを深め、地域の一員としての自覚を高めるために、地域行事への参加・参画などを図ります。

(2) 自ら考え生きる力の育成

- 「だざいふ・ふるさと学習」のカリキュラムの策定を促し、学校教材、校内掲示、校内放送などを通して、副読本の多様な活用を推進します。また、副読本追録を活用することで、「令和の都だざいふ」の認識を深める学習を推進します。
- 市内フィールドワーク、九州国立博物館見学などへの支援を行うとともに、奈良市への修学旅行、友好都市・多賀城市との交流事業（「ふるさと・夢プロジェクト^{※3}」）を核とした「だざいふ」を見つめ直す学習を推進します。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る教育活動（令和の日本型学校教育^{※4}）を推進します。
- 児童生徒の確かな学力を育成するために「だざいふ学力育成プラン^{※5}」に示した取組を実施します。
- 道徳科及び人権学習「社会科カリキュラム」・「9か年カリキュラム」の授業の充実を図ります。
- 情報化社会に対応する情報モラル教育の充実を図ります。
- 「太宰府市学校図書館基本方針」に基づいた各学校における読書活動を促進します。
- 各学校の実態に応じた体力育成のための1校1取組^{※6}や関係機関との連携などによって、児童生徒の体力の向上に努めます。
- 学校給食会等と連携して、小・中学校の望ましい食習慣の形成を図る食育の実施及び学校給食献立のさらなる充実を図ります。
- AI^{※7}やIoT^{※8}などの急速に発展する技術や多様化する社会に順応した人材を育成するため、民間企業や大学などと連携して「STEAM教育^{※9}」を推進します。

(3) 信頼される学校づくり

- 国や県の研修の実態を踏まえ、キャリアステージ^{※10}に応じた人材育成に資する市主催の研修会を実施します。
- 若年教職員等を対象に、指導主事及び指導主幹によるマンツーマン形式による継続的な指導、研修（通称「lonlミーティング」）や「だざいふ塾」を実施します。

- 「教師の基礎技術習得のための研修資料（学級づくり編）」の提供や、組織の一員としての資質を向上させる研修を充実します。
- 校長会や教頭会等で、綱紀の保持及び服務規律の確保を目的とした研修を実施し不祥事防止を図ります。
- 地区・県教育論文への応募など、教職員が日常の教育実践や研究成果を発表することを推奨、支援します。
- ICT^{※11}の積極的な活用を図り、ICTの効果的な活用を促す教職員研修会を実施します。

(4) 子どもの諸課題への対応

- いじめの早期発見のために、定期的に児童生徒、保護者を対象としたアンケートや教育相談を実施することにより、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決に努めるとともに、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 児童生徒を取り巻く様々な課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカー^{※12}やスクールカウンセラーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。

(5) 特別支援教育の充実

- 関係機関と連携し、就学前から児童生徒の進級・進学時まで、継続性のある一人ひとりに応じたきめ細かな就学・教育相談の充実を図ります。
- 教育支援委員会の専門的な指導助言、専門性・実践的指導力の向上を図る研修による児童生徒の支援体制の充実及び学習環境の整備を図ります。

(6) 学校教育環境の整備・充実

- 学校施設の中・長期的な維持管理及び計画的な改修を推進します。
- 教育データの利活用を目指して、各学校のICT環境の整備を進めます。
- 各学校にICT推進の中核教員を位置付けるとともに、ICT支援員の専門的な指導助言を受けることで、ICTを活用した授業づくりを推進します。
- 持続可能な学校指導・運営体制を構築するため、「太宰府市立小中学校働き方改革取組指針」に基づき、学校と連携しながら教職員の働き方改革を推進します。
- 教職員の学校滞在時間の調査、ストレスチェックを活用した教職員の職場環境の積極的な改善を推進します。
- 民間プール等を活用した水泳授業の充実を図ります。
- 中学校に部活動外部指導者、部活動指導員を配置し、学校部活動指導の充実を図ります。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
コミュニティ・スクール推進の進捗状況評価の総合評価（「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI※ ¹³ 」より）	3.15	3.30
学力育成の推進（「全国学力・学習状況調査」の結果）	全ての項目で全国平均値を上回っている	全ての項目で全国平均値を上回る
個別学習・協働学習での活用頻度（「一人一台端末活用状況調査」の結果）	個別学習 79.4% 協働学習 61.8%	現状値を上回る
太宰府市教職員の働き方改革取組（教職員の月80時間以上の在校時間の解消）	18.8%	現状値を下回る

2 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進

（1）人権啓発の充実

- 「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例※¹⁴」に基づき、市民一人ひとりの理解を深めるための啓発を充実させます。
- 市民に広く人権について気づいていただくために、定期的な市広報への人権啓発コラムの連載、人権啓発冊子の全戸配布、ICTを活用した人権に関する情報の発信に取り組みます。
- 学校、家庭、地域及び関係機関などと連携・協力し、幅広い人権啓発を進めるため、人権講座を開催します。
- 地域住民や各種団体と協働して、市民啓発及びつながりの場としての「人権まつりだざいふ」を開催します。

（2）人権教育の推進

- 人権尊重の意識や人権への関心を高めるため、学校、家庭、地域及び関係機関など、あらゆる分野を通して効果的な人権教育を推進します。
- 学校や地域を対象にした人権感覚の高揚を図る出前講座を行います。
- 人権問題への関心と人権意識の高揚のため、市内小・中・高・特別支援学校の児童生徒や成人を対象に、人権に関する作品を募集し、人権啓発への取組につなげます。

(3) ひきこもり・不登校対策

- ひきこもり・不登校対策など全世代居場所と出番構想を推進します。
- 不登校児童生徒の居場所づくりを進め、個人のニーズに応じた学びを実現できるよう努めます。
- 太宰府市教育支援センターの機能を発揮し、スクールソーシャルワーカーやサポートティーチャー^{※15}、スクールカウンセラーなどとの連携を図り、不登校児童生徒の支援に取り組みます。
- 校内サポートルーム、第1・第2つばさ学級、キャンパス・スマイル^{※16}などの「居場所」の充実、児童生徒とつながるためのICTの効果的な活用を図ります。
- 各学校における組織的・継続的な不登校未然防止の取組を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
市民意識調査における「施策19 人権尊重のまちづくりの推進」の満足度得点	2.90	現状値を上回る
人権が尊重されていると思う人の割合 (市民意識調査)	77.5%	85%
人権を侵害されたことがある人の割合 (市民意識調査)	3.4%	1.0%
人権に関する行政出前講座回数	7回	7回
不登校児童生徒の復帰率 (「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI」より)	(小学生)39.7% (中学生)35.1%	(小学生)40.0% (中学生)37.0%

3 文化芸術・スポーツの振興

(1) 文化芸術の普及・振興

- 文化芸術に触れる機会の充実を図り、市民が気軽に文化芸術活動に参加できるような環境づくりに努めます。
- (公財)太宰府市文化スポーツ振興財団や太宰府市文化協会などと連携・協働を図り事業を実施します。
- 市民講演会や各種コンサートなどの主催事業の開催に取り組み、「令和の都だざいふ応援大使^{※17}」を活用するなど、子どもから大人まで楽しめる企画を検討します。
- 文化情報ガイドブックの発行に取り組み、情報の提供を行います。
- 地域全体で関係者が連携して支え、中学生の豊かで幅広い活動機会を保障する部活動の地域展開を推進します。

(2) スポーツに接する機会の提供と推進体制の充実

- 全ての市民が運動に親しみ、交流し仲間づくりを行う中で、心と体の健康づくりにつながるスポーツの振興に努めます。
- (一社)太宰府市スポーツ協会、太宰府市スポーツ少年団、NPO法人太宰府よか倶楽部、太宰府市スポーツ推進委員会と連携し、各種スポーツの指導者や団体の活動及び組織を強化し、スポーツを支える人づくりを推進します。
- スポーツ関連情報の充実やスポーツ施設の活用などにより、スポーツを支える環境づくりを推進します。
- 校区自治協議会及び自治会と連携して、豊かな自然環境や文教都市としての資源を活かした、スポーツ活動や地域づくりを推進します。
- 指定管理者と連携しトップアスリートによるイベントを通じて、スポーツ観戦の機会づくりに取り組みます。また、随時スポーツ施設の改修を行い、スポーツを支える環境づくりを進めます。
- 全国大会に出場する子ども、学生などへの支援を充実します。
- 地域全体で関係者が連携して支え、中学生の豊かで幅広い活動機会を保障する部活動の地域展開を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
文化芸術活動を月数回以上行っている市民の割合(市民意識調査)	13.6%	20%
市民(成人)の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	47.6%	51.5%
スポーツ施設の利用者数 (「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI」より)	423,949人	540,000人

4 生涯学習の推進

(1) 「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる生涯学習都市

- いきいき情報センター(生涯学習センター及び文化学習情報センター)を中心に市民の学習活動の充実を図ります。
- いきいき情報センター(文化学習情報センター)の展示スペース、イベントスペース及び全世代交流フリースペースの利用促進に取り組みます。
- 地区公民館活動が活発になるように、施設整備の充実に努めます。
- 「まほろば市民大学」などの主催講座を開催します。

- 「大学と行政による出前講座」で市民の生涯学習活動の支援に取り組みます。
- 市民の学習機会の拡充を目的として、他施設の講座やイベントなどの情報提供を行います。
- 図書館利用者のニーズに応じた資料を幅広く収集し、テーマ展示や新着情報、図書館ホームページ、SNS などを通じて情報提供を行います。
- 市民の学習活動を支えるために、図書館本館及び移動図書館「すくすく号」の図書の貸出利用の増進、読書相談やレファレンス※18に積極的に取り組みます。

(2) 生涯にわたって気軽に、様々な体験が継続して行える学習機会の提供

- 市民が主体的に学習活動を継続できるよう、学習機会の拡充や情報の提供、指導者の育成を推進します。
- 市民の学習ニーズを的確にとらえた講座などを企画運営し、受講生が講座などで培った教養・技能を地域に還元する意識の高揚を図ります。
- 全世代の市民が年齢や発達段階、ライフステージに応じた読書を楽しめる取り組みを実施します。
- プラム・カルコア太宰府では、気軽に楽しめる自主事業の実施に取り組みます。
- 「第3次太宰府市子ども読書活動推進計画」や「太宰府市学校図書館基本方針」に基づき、乳幼児から児童生徒の読書活動を支援します。また、学校図書館との連携を強化します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
音楽会、講演会等来場者数主催事業来場者数 （「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI」より）	2,032 人	3,000 人
日頃から自発的に学習に取り組んでいる市民の割合（市民意識調査）	28.9%	現状値を上回る
日頃から文化芸術活動を行っている市民の割合（市民意識調査）	16.2%	20%

5 社会教育の推進

(1) 家庭教育を支援し、地域全体で子どもを守り育てる機運を高める

- 学校・家庭・地域の連携とともに、関係団体との協働や支援の充実のため、家庭や地域の教育力向上に努めます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域人材による学校支援や地域学校協働推進員の取組による放課後子ども教室※19など、子どもたちに様々な社会教育体験の場を拡充します。

○社会教育委員と連携し、「地域こどもの日^{※20}」の実施拡大と、自治会や地域で子どもを守り育てる活動している取組を支援します。

(2) 家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成の環境づくり

- 関係団体との協働や支援の充実を図り、青少年の健全育成に努めます。
- 自然ふれあい体験やウォークラリーなど、子どもたちの体験活動の充実を図るための環境整備に努めます。
- 児童生徒の意見を市政運営に反映させるとともに、まちづくりへの参画意識を高めるための事業を実施します。
- 子ども会育成会連合会、少年の船協会、ジュニアリーダースクラブなど社会教育団体の育成及び活動支援を行います。

(3) 青少年育成団体の活動支援と、学習機会の提供や青少年関連事業の拡充

- 関係団体との協働や支援の充実を図り、青少年の非行防止に努めます。
- 各団体の事業充実に資することを目的に、青少年育成市民の会への支援を行います。
- 店舗の立ち入り調査を実施し、青少年が安心して生活できる地域の環境づくりに努めます。
- 筑紫野警察署との連携を強化し、青少年の健全育成に努めます。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
子育てがしやすいと感じる保護者の割合 (市民意識調査)	72.5%	75.0%
放課後子ども教室参加児童数(延べ人数) (「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI」より)	983人	1,500人

6 令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用

(1) 令和の都だざいふの文化遺産の次世代への継承

- 文化遺産の中には、史跡をはじめとする文化財や、市民がみずから選び伝えていく市民遺産がありますが、これらを次世代に継承する取組を進めます。
- 多様化する文化遺産(文化財)を保存・活用するために、適切な措置を講じます。
- 文化遺産(文化財)の保存・活用のために、適切な管理を継続して行います。

(2) 歴史や文化遺産を学ぶ機会の拡大と郷土を愛する子どもを育てる教育の推進

- 文化遺産（文化財）保存の基礎となる調査体制の整備を計画的に行います。
- 文化遺産（文化財）の調査の適切な記録化を進め、歴史や文化遺産を学ぶための基礎資料の作成に努めます。
- 文化遺産（文化財）の基礎資料を用いて、学校等が進める郷土の歴史教育をサポートする取組を進めます。

(3) 文化遺産の先進的多用途活用

- 文化遺産（史跡）の先進的多用途活用を事業化するための研究を進めます。
- 文化遺産（史跡）をはじめとする文化財を、市民が身近に感じる取組を進めます。
- 未来へ伝えたいと市民が願う文化遺産（市民遺産）の育成を目指して太宰府市景観・市民遺産会議^{※21}との協同を進めます。
- 地域ボランティア団体や自然・文化財に関する民間団体と連携した歴史や文化を活かしたまちづくりを進めることで、文化遺産（史跡）の先進的多用途活用の取組を官民一体で進めます。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
市の文化遺産を誇りに思っている市民の割合（市民意識調査）	93.5%	現状値を上回る
史跡地公有化率	71.1%	71.5%
市民遺産の認定件数	16	17
九州国立博物館等外部団体との連携事業数	13	15
まるごと太宰府歴史展入場者数	2,091 人	現状値を上回る

7 Society5.0 時代を生き抜く教育 DX の推進

(1) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- 予測不可能なソサエティ 5.0 (Society5.0)※²² 時代を生き抜く人材を育成するための教育デジタルトランスフォーメーション(DX)※²³を推進します。
- 教育DXによる学びの環境を実現するために、校務支援システム導入をはじめICT環境の整備を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
ICT環境整備の進捗状況評価の総合得点 (「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI」より)	4.53	4.80

8 教育大綱の実効性確保のための基盤整備・対話

(1) 子どもや学生、市民との対話を通じた教育大綱の実効性確保

- 市長部局との連携を密にし、教育大綱の方針を踏まえた教育施策の充実に努めます。
- 教育委員会会議における協議の充実に図るとともに、会議録を公開するなど、教育委員会への関心を高めます。
- 視察や各種研修会への参加などを通して教育課題の理解を深めます。
- 教育行政に係る情報を積極的、効果的に発信します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
総合教育会議※ ²⁴ の開催回数	年 2 回	年 2 回

6.用語集

※1 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の6）に基づいた仕組み。

※2 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動。

※3 ふるさと・夢プロジェクト

友好都市の多賀城市と本市の中学校の代表生徒が「ふるさと大使」として両市を訪問し、歴史や文化について学び、現地の中学生と交流する事業。

※4 令和の日本型学校教育

令和3年1月、中央教育審議会は、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現すべき学校教育について、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」として答申を取りまとめたもの。

※5 だざいふ学力育成プラン

児童生徒の学力育成をめざす2つの柱からなる太宰府市独自の取組。

「教師の指導力育成」としては、だざいふ塾の開催、lonlミーティング、校内研修の充実、全教員研修会の実施。

「定着を図る学校体制」としては、小学校は、短時間学習の実施、定期的な復習の実施、マスターノートの活用、中学校は、朝学習の実施、定期考査前の学習会、単元テストの実施。

※6 1校1取組

児童生徒の体力向上をめざし、各小・中学校で実践している特色ある取組。

※7 AI

Artificial Intelligence の略語。

人を見分けたり、文章を他の言語に翻訳したりといった人間にしかできないと思われていた知的な認識・推論・判断などをするコンピュータープログラム。

※8 IoT

Internet of Things の略語。インターネットに接続されていなかった物がネットワークを通じて情報交換できるようになる仕組み。

※9 STEAM教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術・デザイン）、Mathematics（数学）の頭文字を取った言葉。各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

※10 キャリアステージ

職業・技能上の経験、経歴などの段階のこと。

※11 ICT

Information and Communication Technology の略語

これまで普及してきたITをどのように活かすか、その活用に着目する場合に用いる。

※12 スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを環境面から支援する社会福祉の専門家。

※13 KPI

Key Performance Indicator の略語

指標重要業績指標：施策ごとの進捗状況を検証するために設定する。

※14 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例

現存する部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、令和2年 12月 25 日に市が施行した条例。

※15 サポートティーチャー

校内の不登校児童生徒及び不登校兆候児童生徒の対応、サポートルームの運営、学校内外の機関との連携を行う職員。

※16 キャンパス・スマイル

不登校傾向の子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、学生（スマイルサポーター）と子どもたちが一緒に学習やレクリエーションなどの活動を行なうことで、子どもたちの自信とエネルギーの回復を目指す筑紫女学園大学と連携して行う事業。

※17 令和の都だざいふ応援大使

市制施行 40 周年を契機とした新たな取組として、令和の都だざいふの魅力を国内外に広く情報発信し、市のイメージアップや文化、産業、観光などの振興を図ることを目的として、本市の出身者やゆかりのある人に委嘱する。

※18 レファレンス

図書館利用者が、情報あるいは資料について図書館員に尋ねること。

※19 放課後子ども教室

放課後に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室などを解放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動、体験活動ができるようにする取組。

※20 地域子どもの日

社会教育委員の会が、「地域が子どもたちに目を向けるきっかけにする日」として、「地域子どもの日」を設定し、自治会単位の取組を進めている。

※21 太宰府市景観・市民遺産会議

良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のための市民、事業者、市からなる協働組織。市民遺産の認定など関係者を含めた協議や、認定された市民遺産の育成活動の援助などの支援も行っている。

※22 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※23 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）

教育現場において、データ及びデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などをよりよくすること。

※24 総合教育会議

首長と教育委員会との対等な執行機関同士の協議・調整を行う会議。相互の連携を図りつつ、一層民意を反映した教育行政を推進していくために設置しているもの。

